

地域相談支援のしおり



長崎市障害者自立支援協議会

地域生活支援部会

内容

地域相談支援のしおり	1
1.地域相談支援とは	3
2.地域移行支援とは	3
(1)対象者	3
(2)支援内容	4
(3)サービス利用の流れと手続き	8
3.地域定着支援とは	11
(1)対象者	11
(2)支援内容	11
(3)サービス利用の流れと手続き	12
4.地域相談支援給付費の請求	15
(1)地域移行支援(基本報酬)の算定について	15
(2)地域定着支援(基本報酬)の算定について	16
(3) 加算の算定について	16
用語集	22

1.地域相談支援とは

地域相談支援の業務は、都道府県が指定する指定一般相談支援事業所が実施するもので、「**地域移行支援**」と「**地域定着支援**」からなり、地域移行の取り組みを強化するものとして個別給付化されました。

2.地域移行支援とは

施設や精神科病院に入所・入院している障害者について、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談その他のサービスを提供すること等をいいます。概ね給付決定日の属する月を除き半年を目安に行います。

(1)対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入 院している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象となります。

② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に 入院している精神障害者

※ 長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象となります。（退院後の生活が単身でも家族との同居でもよい）また、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となります。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携することが必要です。

③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立

が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」に基づき、特別調整対象者に選定された障害者）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害者福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とします。

⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

※地域移行支援の実施主体について

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とします。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とします。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとします。また、収容前におけるその者の逮捕地の把握方法は、刑務所や保護観察所に照会することを想定しています。

（H26.4.25 横浜市の照会に対する厚労省の回答）

(2)支援内容

地域移行支援事業者（指定一般相談支援事業所）は、主として以下の支援を行います。

ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助

イ 地域移行支援計画の作成

ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や1人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者に委託することも可能。

支援の流れのイメージ

☆初期段階

- ・地域移行支援計画の作成
- ・訪問相談（信頼関係づくり、退院・退所に向けたイメージ作りなど）

☆中期段階

- ・訪問相談（不安解消や動機付け等）
- ・同行支援（公共交通機関の利用や障害福祉サービス事業所等の体験利用等）
- ・自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- ・関係機関との連携（入所施設・精神科病院等との個別支援会議開催や調整等）

☆終期段階

- ・同行支援（退所・退院後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- ・関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

わたし（利用者）

①相談・申請・契約

- ・地域生活に対する困りごとや希望する暮らしについての相談に応じます。
- ・相談内容をもとに「地域移行支援計画書」の作成と必要に応じた福祉サービスの申請を行います。
- ・希望すれば、「地域移行支援」と契約を結び、退院に向けた準備を専門スタッフとの面会をしながら行っていきます。

②退院に向けた準備

- ・退院に向けてご家族や病院のスタッフ、「地域移行支援」の相談員などと話し合いをします。

生活リズム ・ お薬の管理 ・ お金の管理
外出や買い物の練習 ・ 困ったときの対応
など



③地域で暮らす準備

- ・「地域移行支援」の相談員や病院のワーカーと地域生活に必要な準備を行います。（必要に応じて訪問や同行をします）



暮らす場所探し



施設見学・体験利用



公共交通機関の利用

など

- ・退院に向けてご家族や病院のスタッフ、「地域移行支援」の相談員などと話し合いをします。

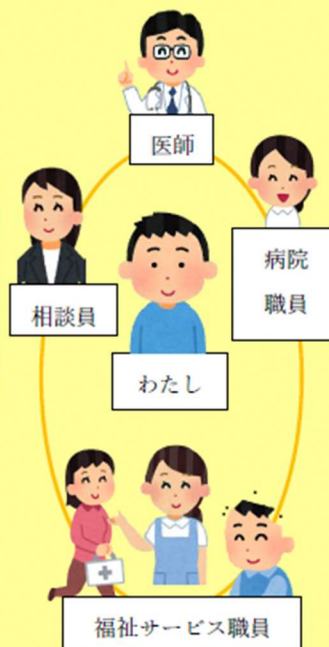
地域移行支援

退院

④退院後の生活のフォローアップ

退院後も、安定した地域での生活をするために関係機関で支えていきます。

※「地域定着支援」を利用したいときも相談員との申請や契約などが必要です。



- ・常時の連絡体制の確保、緊急時の対応も必要に応じて行います。

地域定着支援

そろそろ退院したいけどできるかなあ。



退院・退所までの流れとそれぞれの役割～地域移行支援～

	本人	施設・病院等のスタッフ	指定一般相談支援事業所 相談支援専門員	指定特定相談支援事業所 相談支援専門員
まずは相談！	○まずは施設や病院等のスタッフに退所・退院についてご相談ください。 ○「地域移行支援」の説明を聞き、利用したいと思ったら意思を伝えてください。	○相談を受けたら、指定一般相談支援事業所や基幹相談支援センターへ「地域移行支援」の利用について相談してください。		○相談支援専門員が施設・病院等へ訪問します。 ○相談を受け、「地域移行支援」について説明します。
地域移行支援 の申請 ・ 計画相談の スタート	○市役所へ手続きします。 ・「地域移行支援」の利用の申請。 ・「計画相談」の利用の申請。 ○「指定特定相談支援事業所」と契約します。 ・相談支援専門員と一緒に地域移行支援を利用するための「サービス等利用計画（案）」を作成します。	○必要に応じ、福祉サービス利用申請のサポートをします。 ○退所・退院に向け、施設内や病院での調整を行い、今後の取り組みについて共有します。		○「地域移行支援」申請をサポートします。 ○「地域移行支援」を利用するためのサービス等利用計画を作成する「計画相談」の利用契約を結びます。 ○本人と面接し「サービス等利用計画（案）」を作成し、市に提出します。
地域移行支援 のスタート	○「指定一般相談支援事業所」と契約します。 ・退院後の希望や不安を伝え、生活のイメージ作りをしていきます。 ・相談支援専門員と一緒に退所・退院に向けた「地域移行支援計画（案）」とクライシスプランを作成していきます。	○本人、相談支援専門員と相談しながら「地域移行支援計画（案）」の作成をサポートします。	○「地域移行支援」の利用契約を結びます。 ○本人と面接し「地域移行支援計画（案）」を作成し、市に提出します。 ○クライシスプランを作成します。（市への提出は不要）	
支給決定 ・ サービス担当者 会議	○市から郵送される「受給者証」を受け取ります。		○「地域相談支援受給者証」を確認します。	○「障害福祉サービス受給者証」を確認します
	サービス担当者会議			
	○サービス担当者会議で相談したことを踏まえて、相談支援専門員と一緒に「サービス等利用計画」「地域移行支援計画」を完成させます。	○サービス担当者会議での検討内容をもとに、治療計画、看護計画、リハビリ実施計画書等を必要に応じて変更していきます。	○「地域移行支援計画」を完成させ、市に提出します。 ○退所・退院に向けた具体的な支援を始めます。	○「サービス等利用計画」を完成させ、市に提出します。 ○「地域移行支援」がスムーズに提供されるかモニタリングをしていきます。
退所・退院の 準備期間	○相談支援専門員と一緒に住むところを探したり、退所・退院した後に通う場所や働く場所を見学したり、施設・病院等のスタッフと一緒に退所・退院後の生活に向けた練習をしていきます。 ○暮らし場所や通う場所が決まったらサービスを申請します。	○退所・退院に向けて、お金の自己管理を始めたり、外出や買物の練習をしたり、クライシスプランの検討を行ったりしていきます。	○退所・退院に向け、本人と一緒に暮らし場所を探したり、日中活動の場を見学したり、外出や買物の練習をしたり、準備をしていきます。 ○体験利用の調整など具体的な支援を続けます。	○退所・退院後に利用するサービスが決まったら、必要に応じて「障害福祉サービス」の申請をサポートし、退院後の生活のための「サービス等利用計画（案）」を作成し、市に提出します。
	サービス担当者会議			
地域生活のスタート	○退所・退院後困ったことがあったら相談してください。	○退所・退院後も通院や訪問看護などさまざまな形でサポートします。	○「地域移行支援」は終了。必要に応じて「地域定着支援」を継続します。	○「サービス等利用計画」を作成し、市に提出します。退所・退院後もサポートを継続します。

(3)サービス利用の流れと手続き

①利用者からの意向



病院を退院したいけど、無理かなあ。そんなことができるはずもないかあ。

あなたの退院、応援させてください！



相談支援専門員



一人では不安だけど、手伝ってくれるなら頑張ってみよう！

②インタビュー・アセスメント

病院や施設など、対象となる利用者からの相談を直接伺いに訪問し、地域移行支援について説明を行います。

今まで退院等が難しかった理由はもとより、これからどういう生活をしたいと対象者が考えているのか確認し、チームの支援目標を設定します。



どのような生活をしたいか・・・考えたことなかったけどこの際だから考えてみようかな。

③申請

申請の意向を確認できたら、申請書を提出します。

- 第5号様式「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 計画相談支援給付費 療養介護医療費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」
→計画相談と地域移行にチェックをいれます。
- 世帯状況・収入申告書
- 第19号様式の2 「計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書」
- 「訓練等給付 状況確認票」

※退院・退所後、区分が必要なサービスを使うと想定される場合は認定調査を受け、審査会を通してからの受給者証発行となるため、時間がかかる場合があります。そのような場合は、申請書に区分決定前に地域移行支援を利用したい旨記載し、「訓練等給付状況確認票」を提出することで区分決定を待たずに支援を開始することができます。

④契約

計画相談と地域移行支援それぞれ契約を結びます。

⑤サービス等利用計画案の作成

地域移行支援事業用フォーム（「サービス利用計画案」「週間計画表」「申請者の現状（基本情報）」）を作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

⑥地域移行支援計画案の作成

これから先、6ヶ月の計画を利用者と一緒に作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

※⑥と⑦は同時に市へ提出しても構いません。

※地域移行・定着支援事業所と相談支援事業所が同一事業所の場合には、移行・定着支援様式①基本情報を作成せず、サービス等利用計画案別紙①申請者の現状（基本情報）に兼ねることができます。

⑦受給者証発行

受給者証が発行され、市から送付されます。

（福祉サービスは水色、地域移行支援は黄色の受給者証）

⑧担当者会議開催

利用者・ご家族・関係者を集め、担当者会議を開催し、計画案に基づいて支援方針の協議や役割分担等の確認を行います。

会議録は各事業所フォームで保管します。

様々な役割をもつ方々が一緒にチームに入ってくださいます。
いつでもチーム内で相談できますので、支援者側も心強いです。



⑨サービス等利用計画及び地域移行支援計画立案・クライシスプランの作成

地域移行支援事業用フォームを作成し、利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。クライシスプランを作成しますが、市役所への提出は不要です。

⑩ 支援開始

支援員による対面支援を月に2回以上行います。

提供実績表に支援内容を記載し、確認印またはサインをいただきます。

また、提供実績表は翌月10日までに市へ提出します。

その他・・・

モニタリングや支援の進捗状況の確認や、課題解決に向けて関

係機関で話し合う**ケア会議**、グループホーム体験などの

サービス申請などを必要に応じて行っていきます！



⑪ 退院・退所後に向けたサービス等利用計画案作成

退院・退所後、福祉サービスを利用する場合にサービス等利用計画案を作成します。

地域定着支援事業の利用を予定している場合も含みます。

利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。※同時に申請書も提出します。

⑫ 障害福祉サービス受給者証発行

受給者証が発行され、市から送付されます。

(福祉サービスは水色、地域定着支援は黄色の受給者証)

⑬ サービス担当者会議開催

退院・退所を前に地域で使うサービスの調整、最終打ち合わせを行っていきます。

⑭ サービス等利用計画作成

利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。

⑮ 退院・退所

地域移行支援終了となります。

退院・退所後、地域定着支援への切り替えりや障害福祉サービスを利用される方は計画相談支援へと切り替わります。

3.地域定着支援とは

居宅において単身等の状況で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他のサービスを提供することを言います。

自分では対処できない緊急事態が発生したときに、利用者を迅速にサポートできるよう常日頃から、電話や訪問等でご本人の状態を確認して、関係機関等と連携を図ることが大切になります。

支給期間は納付決定日を除き1年以内となっています。但し対象者や同居する家族等の心身の状況ほかを踏まえ必要な際は1年の範囲内で更新が可能。

(1)対象者

以下のいずれかに該当する方となります。

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
 - ② 居宅において家族と同居している障害者で、その家族等が障害、疾病等の有無にかかわらず、本人に必要な緊急時の支援が見込めない状況にある方
- ※障害者支援施設等（共同生活援助も含む）や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。しかし共同生活援助や宿泊型自立訓練への入居者は対象外となります。

(2)支援内容

地域定着支援事業者（指定一般相談支援事業所）は、主として以下の支援を行う。

ア 常時の連絡体制の確保

（携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保や夜間職員の配置等）

イ 緊急時の対応

（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援等）

(3)サービス利用の流れと手続き

①利用者からの利用意向



長く入院していたから、生活に必要な買い物や手続き、近所とのかかわりも解らないことばかり… また入院するようなことになったらどうしよう…

安心して下さい！生活が落ち着くまで、電話相談や定期訪問、必要時には緊急訪問なども行います。



②インテーク・アセスメント

利用者からの相談を直接伺いに訪問し、地域定着支援について説明を行います。

どのようなときに緊急的な支援が必要となるのか等利用者と一緒に考えていきます。

③申請

申請の意向を確認できたら、申請書を提出します。

ア 第5号様式 「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 計画相談支援給付費 療養介護医療費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」
→計画相談と地域定着にチェックをいれます。

イ 世帯状況・収入申告書

ウ 第19号様式の2 「計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書」

エ 「訓練等給付 状況確認票」

※地域移行支援から定着支援の利用へ移行の方は、モニタリング表、サービス等利用計画案一式(変更)、アを提出する。

④契約

計画相談と地域定着支援それぞれ契約を結びます。

※地域移行支援から定着支援の利用へ移行の方は、地域定着支援のみ契約。

⑤ サービス等利用計画案作成

「サービス利用計画案」「週間計画表」「申請者の現状（基本情報）」「（現在の生活）」を作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

※地域移行・定着支援事業所と相談支援事業所が同一事業所の場合には、移行・定着支援様式①基本情報を作成せず、サービス等利用計画案別紙①申請者の現状（基本情報）に兼ねることができます。

⑥ 地域定着支援計画（案）兼台帳作成＋クライシスプラン作成

地域定着支援計画とクライシスプランを利用者と一緒に作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

※⑥と⑦は同時に市へ提出しても構いません。

クライシスプランを作成しますが、市役所への提出は不要です。

⑦ 受給者証発行

受給者証が発行され、市から送付されます。

（福祉サービスは水色、地域定着支援は黄色の受給者証）

⑧ 担当者会議開催

利用者・ご家族・関係者を集め、担当者会議を開催し、計画案やクライシスプランに基づいて支援方針の協議や緊急時の役割分担等の確認を行います。

会議録は各事業所フォームで保管します。

主治医の先生、訪問看護、ヘルパー事業所など、多職種でチームを作って緊急時に対応できるよう体制を整えます！



⑨ サービス等利用計画及び地域定着支援計画作成

サービス等利用計画及び地域定着支援計画及び台帳を作成し、利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。

⑩ 支援開始

支援体制を構築します。緊急支援後は、提供実績表に支援内容を記載し、確認印またはサインをいただきます。

また、提供実績表は翌月10日までに市へ提出します。

⑪ 支援終了

対象者が下記に該当する場合、支援終了となります。

- 受給者証の期間満了となった場合
- 対象者から終了の申し出があった場合
- 対象者が入院、施設入所した場合
- 対象者が死亡、行方不明の場合

4.地域相談支援給付費の請求

(1)地域移行支援(基本報酬)の算定について

基本報酬	単位数	報酬の算定要件
地域移行支援 サービス費Ⅰ	3,613 単位/月	(1) 前年度に 3 人以上の地域移行の実績を有すること。 (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。 ①従業者のうち 1 人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。 ②従業者である相談支援専門員のうち 1 人以上は精神障害者地域移行・定着支援関係者研修の修了者であること。 (3) 1 以上の障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。 ※緊密な連携・・・障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加や、障害者支援施設や精神科等からの依頼に基づく入所者・入院患者への福祉サービスの説明や事業所の紹介を月 1 回以上行っていることが目安。
地域移行支援 サービス費Ⅱ	3,157 単位/月	「地域移行支援サービス費Ⅰ」の算定要件のうち、 (1) 前年度に 1 人以上の地域移行の実績を有すること。 (2) 同様
地域移行支援 サービス費Ⅲ	2,422 単位/月	「地域移行支援サービス費Ⅰ」「地域移行支援サービス費Ⅱ」の要件を満たさない場合。
※地域移行支援事業者が地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者との対面による支援を 1 月に 2 日以上行わない場合には、所定単位数を算定しない。		

(2)地域定着支援(基本報酬)の算定について

基本報酬	単位数	報酬の算定要件
① 体制確保費	315 単位/月	常時の連絡体制の確保等を行った場合に算定できる。また、地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等や定期的な利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うことが必要。
② 緊急時支援費Ⅰ	734 単位/日	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者または家族等からの要請に基づき速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。
③ 緊急時支援費Ⅱ	98 単位/日	深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）、本人や家族等に対して電話による緊急的な相談対応を行った場合に算定できる。予定の確認等の電話連絡は算定対象外。また原則メールによる対応についても対象外。 深夜に電話による相談対応を行った場合、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費Ⅰのみを算定し、緊急時支援費Ⅱとの併給は不可。

(3)加算の算定について

加算名		初回加算
単位数	地域移行支援	500 単位/月
	地域定着支援	
加算の算定要件		サービスの利用開始月において算定できる。 ※初回加算を算定後に、地域移行支援の支給決定が更新された場合や、他の病院や施設等に転院・転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算は算定できない。 また、初回加算を算定後に、病院や施設等を退院・退所等して、その後、再度病院や施設等に入院・入所等する場合は、当該退院・退所等した日から再度入院・入所等した日までの間が 3 月間以上経過している場合に限り、再度初回加算を算定できる。ただし、地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではない。
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)

加算名		集中支援加算
単位数	地域移行支援	500 単位／月
	地域定着支援	
加算の算定要件		利用者との対面による支援を 1 ヶ月に 6 日以上実施した場合に算定できる。
算定回数		
基本報酬を算定しない加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない。		退院・退所月加算を算定する月は算定できない。

加算名		退院・退所月加算	
単位数	地域移行支援	2,700 単位／月	+ 500 単位／月
	地域定着支援		
加算の算定要件		退院又は退所する月において算定 (退院又は退所日が翌月の初日等である時は、退院又は退所日が属する月の前の月)は算定できる。 ※次の(1)(2)(3)のいずれかの場合には算定できない。 (1)退院・退所等をして病院又は診療所へ入院する場合。 (2)退院・退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合 (3)死亡による退院、退所等の場合	※利用者が精神科病院に入院した日から起算して 90 日以上 1 年未満の期間内に退院した場合に限り算定できる。
算定回数			
基本報酬を算定しない加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない。		集中支援加算を算定する場合は、併給できない。	

加算名		障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（Ⅱ）	
単位数	地域移行支援	（Ⅰ）500 単位/日（Ⅱ）250 単位/日	+ 50 単位/日
	地域定着支援		
加算の算定要件		障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できる。	地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等として位置づけられていることを、届け出た場合、さらに 1 日につき 50 単位を加算できる。
算定回数		15 日を限度として算定できる。 （Ⅰ）については、初日から 5 日以内まで （Ⅱ）については、6 日目から 15 日以内まで	
基本報酬を算定しない加算のみの算定		不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）	
備考		まず相談支援事業者が請求し、その請求分の金額を体験利用先の障害福祉サービス事業所へ支払う。	

加算名		体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）	
地域移行支援		（Ⅰ）300 単位/日（Ⅱ）700 単位/日	+ 50 単位/日
地域定着支援			
加算の算定要件		（Ⅰ）一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合算定できる。 （Ⅱ）夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な見守り等を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。	地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等として位置づけられていることを届け出た場合、さらに 1 日につき 50 単位を加算できる。
算定回数		※（Ⅰ）（Ⅱ）を合計して 15 日を限度	
備考		まず相談支援事業者が請求し、その請求分の金額を体験利用先の障害福祉サービス事業所へ支払う。※相談支援事業者と障害福祉サービス事業所で予め協定を結ぶ。（協定書は P23 参考様式）	

加算名	日常生活支援情報提供加算
地域移行支援	
地域定着支援	100 単位/回
加算の算定要件	利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報を提供した場合算定できる。
算定回数	当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度
記録（作成）	情報提供を行った日時、提供先、提供手段（面談、文書、FAX 等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

加算名	ピアサポート体制加算
地域移行支援	100 単位/月
地域定着支援	100 単位/月
加算の算定条件	以下(1)(2)(3)の要件を満たし、利用者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消を行った場合に算定できる。 (1)地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼任する場合は兼務先を含む事業時間の合計が0.5人以上の場合も算定可）。 ①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ②管理者又は①の者と協働して支援を行う者。 (2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われること。 (3) (1)の者を配置している事を公表していること。
算定回数	
基本報酬を算定しない加算 のみの算定	不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）

加算名	居住支援連携体制加算
地域移行支援	35 単位／月
地域定着支援	35 単位／月
加算の算定条件	居住先を賃貸住宅の供給事業者と連携して支援行う場合に算定できる。 （１）居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。 （２）月に１回以上、居住支援法人又は居住支援協議会との情報連絡を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。
算定回数	
記録（作成）	情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

加算名	地域居住支援体制強化推進加算
地域移行支援	500 単位
地域定着支援	500 単位
加算の算定条件	居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議会の場に対し、居住の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合算定できる。
算定回数	当該利用者１人につき１月に１回を限度
基本報酬を算定しない加算のみの算定	不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）

※医療報酬 医療機関が算定できる加算

加算名	単位数	算定要件等
療養生活継続支援 加算 イ	500 点	直近の入院において精神科退院時共同指導料 1 を算定した患者の場合
療養生活継続支援 加算 □	350 点	イ以外の患者の場合

※詳細は厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001238907.pdf>をご参照ください。

※報酬単価や加算については法改正などで変動する可能性があります。

上記の他にも、ご活用いただける加算があります。詳細は厚労省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.htmlをご参照ください。

用語集

<相談支援事業所>

□委託相談支援事業所

長崎市より障害者相談支援業務の委託を受けた事業所。障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進、権利擁護のために必要な援助も行う。

□救護施設

身体や精神に障害のある方で、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な方たちが、健康に安心して生活するための保護施設。

□共同生活援助（グループホーム）

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業所。

□居住支援協議会

住宅確保要配慮者居住支援協議会

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 51 条 規定）

□居住支援法人

住宅確保要配慮者住居支援法

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 40 条 規定）

□更生施設

心身上の理由で、養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設。

□更生保護施設

刑務所や少年院を出た人、執行猶予中の人などのうち、社会生活がうまく営めず、かつ家族や公的機関などからの援助を受けられない人を一定期間保護する民間の施設。

□サービス等利用計画

障害のある方等の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容などを定めた計画書。

□支援員

地域移行支援で外出の同行支援等を行う職員。

☐ 指定一般相談支援事業所

地域移行支援や地域定着支援を実施する。

☐ 指定特定相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な方へ、障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

☐ 就業支援センター

主として農業等の職業訓練を実施し、就農による自立を支援するとともに、保護観察官による生活指導や社会技能訓練等を実施している施設。

☐ 宿泊型自立訓練施設

知的障害のある方または精神障害のある方で、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している方が地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練を行う事業所。

☐ 自立更生促進センター

刑務所を仮釈放になったが家族らの引受人がいない方で、民間施設で対応が困難な方を受け入れる国が設置した一時的な宿泊施設。

☐ 自立準備ホーム

刑務所を出所したものの行き場所がない方などを対象に、職員が毎日生活指導や集団ミーティング（カウンセリング）などを行うことで、自立を支援する民間施設。

☐ 地域生活定着支援センター

罪を犯した障害のある方が、刑務所などの矯正施設を出た後の社会復帰や自立を支援するセンター。

☐ 保護観察所

犯罪者に対して、その改善・更生を助けるために、社会内において保護観察官等がケースワーク的方法により、指導監督および補導援護を行う国家の機関。

☐ モニタリング

障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうか等定期的に見直しを行うもの。

<参考文献>

一般社団法人支援の三角点設置研究会,「障害者地域相談のための実践ガイドライン」,
2015-6, (2025 年 4 月 15 日取得,
<http://one-all.net/wp-content/uploads/2016/04/syougaisyachiikisoudannotamenojissenguideline-dai3pan.pdf>)

<参考様式>



★体験時の協定書.docx



★地域移行支援提
供実績記録票.pdf



★地域移行支援提
供実績記録票例.pdf



★地域定着支援提
供実績記録票 2019



★地域定着支援提
供実績記録票例 20

※ダブルクリックで、資料が提示されます。

[地域移行・定着様式 \(Excel ファイル/238KB\)](#)

地域相談支援のしおり

長崎市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会 にて作成

平成 28 年 12 月 初版

令和元年 6 月 改定

令和 2 年 8 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

令和 7 年 3 月 改定

事務局 長崎市障害福祉課支援係

お手元にとられた方へ

このリーフレットは長崎市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会において「地域相談支援を実践してみたい」とお考えの相談支援事業所に活用して頂きたいという思いで作成しました。

一般社団法人支援の三角点設置研究会が作成した「障害者地域相談のための実践ガイドライン」と共に長崎市版としてご確認いただきたいと考えています。地域相談支援の推進の一助になることを願っております。